※ 支払決議書												
	支給額	拾万	万	千	百	拾	円					
	傷病名							資格	取得 年 月 日 喪失 年 月 日	療養	開始 年 月 日 終了 年 月 日	
											医療費総額	
											一部負担金	
	備考										支給額	

健康保険 被保険者 被扶養者 療養費支給申請書 1/2ページ

被保険者（申請者）情報					
記号番号	記号 ３４×× 番号 １×	生年月日 昭和 平成 ３９年 １０月 １日	被保険者の（申請者）氏名	フリガナ キカン タロウ 機缶 太郎	
被保険者の住所	（〒１３６ －００７１ ） 江東区亀戸×－××－×× TEL ０３（３６８５）××××				
事業所の（勤務先）	名称 株式会社 ×× 所在地 （〒 136 － 0071 ） 東京都江東区×－××－×		提出委任 ☑ 本請求書の提出を事業主へ依頼します。 （事業主経由（依頼）する場合は ✓）		

振込先口座					
金融機関の名称	銀行 金庫 信組 農協 その他（ ） ××	本店 支店 出張所 本所 支所 ××	預金種別 1	1．普通 2．当座 3．別段 4．通知	
口座番号	× × × × × × ×	口座名義	フリガナ キカン タロウ 機缶 太朗	口座名義区分 1	1．申請者 2．代理人

2．代理人の場合は必ず記入してください。

受取代理人の欄			
被保険者の（申請者）氏名	本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します 年 月 日 住所は「被保険者（申請者）情報」の住所と同じ		
代理人（口座名義人）	フリガナ 氏名		委任者と代理人との関係
	（〒 － ） TEL （ ） 住所		

送付先			
この給付金の支払通知書は	2	1．事業所に 2．自宅に 3．その他に 送付してほしい	その他の住所 （〒 － ）
※ 指定がない場合は自宅に送付いたします。			

受付日付印

社会保険労務士の提出代行者名記載欄	

２ページ目も忘れずに記入してください！

機缶健康保険組合

健　康　保　険　被保険者・被扶養者　療　養　費　支　給　申　請　書

被保険者名	機缶　太郎

申請内容	受診者	1　1．被保険者　2．家族（被扶養者）	受診者氏名　機缶　太郎	生年月日　昭和・平成・令和　３９年　１０月　１日	被保険者との続柄　本人
	傷病名	捻挫	発病又は負傷年月日　平成・令和　４　年　１　月　１０日	第三者行為によるものですか？　2　1．はい　2．いいえ	
	発病の原因および経過（詳しく）	2　1．病気　（原因及び経過）　2．けが → 負傷原因届を併せて提出してください。			
	診療を受けた医療機関等の	名称　××病院	診療した医師等の氏名　山田　太朗		
		住所　（〒１３２　－００２４　）　TEL　０３　（　××××　）　××××　東京都江戸川区一之江　×－××－×			
	診療を受けた期間	平成・令和　４年　１　月　１０　日　～　平成・令和　４年　１　月　３１　日　２　日間			
	上記の期間に入院していた場合は、その期間	平成・令和　年　月　日　～　平成・令和　年　月　日　日間			
	装具等の装着について指示を受けた日	平成・令和　４年　１　月　１０　日	療養に要した費用の額　56,000　円		
	診療の内容	明細書のとおり			
	療養費支給申請の理由	4　1．入社して間もなく被保険者証が届いていなかったため　2．緊急やむを得ず受診し被保険者証を所持していなかったため　3．誤って当健康保険組合以外の被保険者証を使用してしまったため　4．治療用装具を作成したため　5．その他（　）			

添付書類　（下記を参考に必要な添付書類を添えて申請してください。）

☆　外傷（ケガ）の場合は「負傷の原因届」を添付してください　☆

◆　立替え払いをしたときは　…「領収書原本」

◆　以前の保険証を使用したときは　…「領収書原本」「診療（調剤）報酬明細書」

◆　コルセット、ギブス、義眼などを作ったときは　…「領収書原本（装具の名称、種類及び内訳別の費用が記載されているもの）」「医師の証明書（原本）」「装具の写真」（靴型装具の場合）※

※ 審査の結果 靴型装具以外であっても「装具現物の写真（装着時＋脱着時）」が必要となる場合があります。

◆　小児弱視等の治療に必要な眼鏡等を作ったときは　…「領収書原本（眼鏡の名称、種類及び内訳別の費用が記載されているもの）」「医師の作成指示書等（写し可）」

◆　四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等を購入したときは　…「領収書原本」「医師の装着指示書原本」

◆　輸血を受けるときの生血代を立替え払いしたときは　…「生血代金領収書原本」「医師の輸血証明書原本」

※　提出頂いた書類は返却できませんので、お手元に必要な際は、申請の前にコピーをして保管ください。